


平成 25 年 7 月 19 日

お客様各位

岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第 20 地割 48-34

いわて県北クリーン株式会社

松島義治 

ばいじん（飛灰）処理の不適合報告について

時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、弊社施設排出のばいじん（飛灰）について、埋立基準に適合しないものを管理型最終処分業者に処理委託したことが判明しました。

直ちに原因調査や対応処置を講じましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

この件により、関係各位に多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことにつき、謹んでお詫び申し上げます。

今後はこれまで以上に安全管理、維持管理を徹底し、このような事案の再発防止に努めてまいりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます

記

1 事案概要

弊社から、管理型最終処分業者に委託したばいじん（飛灰）において、鉛の溶出量が埋立基準に適合していないということが、6月28日に判明しました。

なお、最終処分業者からは、放流水への影響が無かった旨の連絡を受けています。

2 原因及び対応処置について

原因究明に取り組みました結果、鉛の溶出防止のための薬剤の添加量が十分でなかったことが確認されたため、再発防止対策を実施し、現在は運転を再開しています。

また、当該ばいじんにつきましては、自社へ持ち帰り、適正処理いたします。

以上